

新川土木センター所長  
高岡土木センター所長  
富山新港管理局長  
伏木港事務所長  
富山港事務所長

〕 殿

港湾課長

### 港湾・海岸事業の設計条件（潮位・波高）の改訂について

平成31年2月22日付けで、第九管区海上保安本部海洋情報部より「伏木富山港の平均水面、最高水面及び最低水面一覧表の改訂について」通知されたこと及び平成30年5月に「港湾の施設の技術上の基準・同解説（社）日本港湾協会」が改訂され、「場合によってはうねりの設計波の設定が求められる」こととなったことから、下記のとおり港湾・海岸事業の設計条件（潮位・波高）を見直しましたので、今後の港湾・海岸事業の実施にあたってはご留意願います。

#### 記

#### 1 潮位

##### 【伏木富山港、魚津港】

H.H.W.L.（既往最高潮位）	+1.00m
H.W.L.（朔望平均満潮位）	+0.50m
M.S.L.（平均水面）	+0.30m
L.W.L.（朔望平均干潮位）	±0.00m

#### 2 波高

##### 【伏木富山港海岸】

波向	NNE	波高	$H_0=6.0\text{m}$	周期	$T_0=13.3\text{sec}$
----	-----	----	-------------------	----	----------------------

##### 【魚津港海岸】

波向	N	波高	$H_0=3.0\text{m}$	周期	$T_0=13.3\text{sec}$
----	---	----	-------------------	----	----------------------

#### 3 適用時期

令和元年10月1日以降に契約を行う業務より適用する。

（事務担当：建設係）

【参 考】

○伏木富山港の平均水面、最高水面及び最低水面一覧表の改訂について(平成 31 年 2 月 22 日)  
伏木富山港において、最低水面が 0.11m～0.17m 上昇する結果となっている。

○各地区の潮位

単位:m

地区名	伏木地区	新湊地区	富山地区	生地地区	平均	採用	既往値	(参考) 国基準
	観測期間		1982年1月～ 2016年12月	2012年～ 2016年				
H.H.W.L (既往最高潮位)	1.035	1.046	-	1.03	1.04	1.00	1.00	-
H.W.L (期望平均満潮位)	0.484	0.481	0.497	0.50	0.49	0.50	0.50	0.50
M.S.L (平均水面)	0.263	0.266	0.298	0.28	0.28	0.30	0.20	-
C.D.L (基本水準面)	0.105	0.136	0.078	-	-	-	-	-
L.W.L (期望平均干潮位)	0.031	0.036	0.079	0.06	0.05	0.00	0.00	0.00
T.P (東京湾平均海面)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00

参考資料：(伏木、新湊地区)国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所作成資料より  
(富山地区)H30.8月 第九管区海上保安本部海洋情報部作成資料より  
(生地地区)H30年度魚津港海岸港湾海岸総合交付金海岸保全施設検討委託より

○換算沖波波高設定結果(従来波)

海岸名	換算沖波波高 $H_0'$ (m)					設計波 $H_0'$ (m)			周期 $T_0$ (sec)		
	NNW	N	N11.25E	NNE	NE	採用	既往(H5)	既往(河川)	採用	既往(H5)	既往(河川)
伏木富山港海岸	3.2	4.9	5.6	6.0	5.2	6.0 (NNE)	5.4 (NNE)	5.8 (NNE)	13.3	12	12.2
魚津港海岸	2.1	3.0	2.8	2.5	1.6	3.0 (N)	3.0 (NW)	3.0 (N11E)		10	12.2

参考資料：H30年度魚津港海岸港湾海岸総合交付金海岸保全施設検討委託より

○換算沖波波高設定結果(うねり性波浪)

海岸名	換算沖波波高 $H_0'$ (m)					設計波 $H_0'$ (m)			周期 $T_0$ (sec)		
	NNW	N	N11.25E	NNE	NE	採用	既往(H5)	既往(河川)	採用	既往(H5)	既往(河川)
伏木富山港海岸	1.6	3.5	4.8	5.4	4.0	5.4 (NNE)	-	-	13.3	-	-
魚津港海岸	1.4	2.7	2.5	2.0	0.8	2.7 (N)	-	-		-	-

参考資料：H30年度魚津港海岸港湾海岸総合交付金海岸保全施設検討委託より

○国での設計波の設定方法

下記①と②を比較して、危険側となる波浪を採用。伏木富山港では、あいがめ等の影響により推算波の精度が悪いため、設計時に毎回、①、②を算出して比較している。

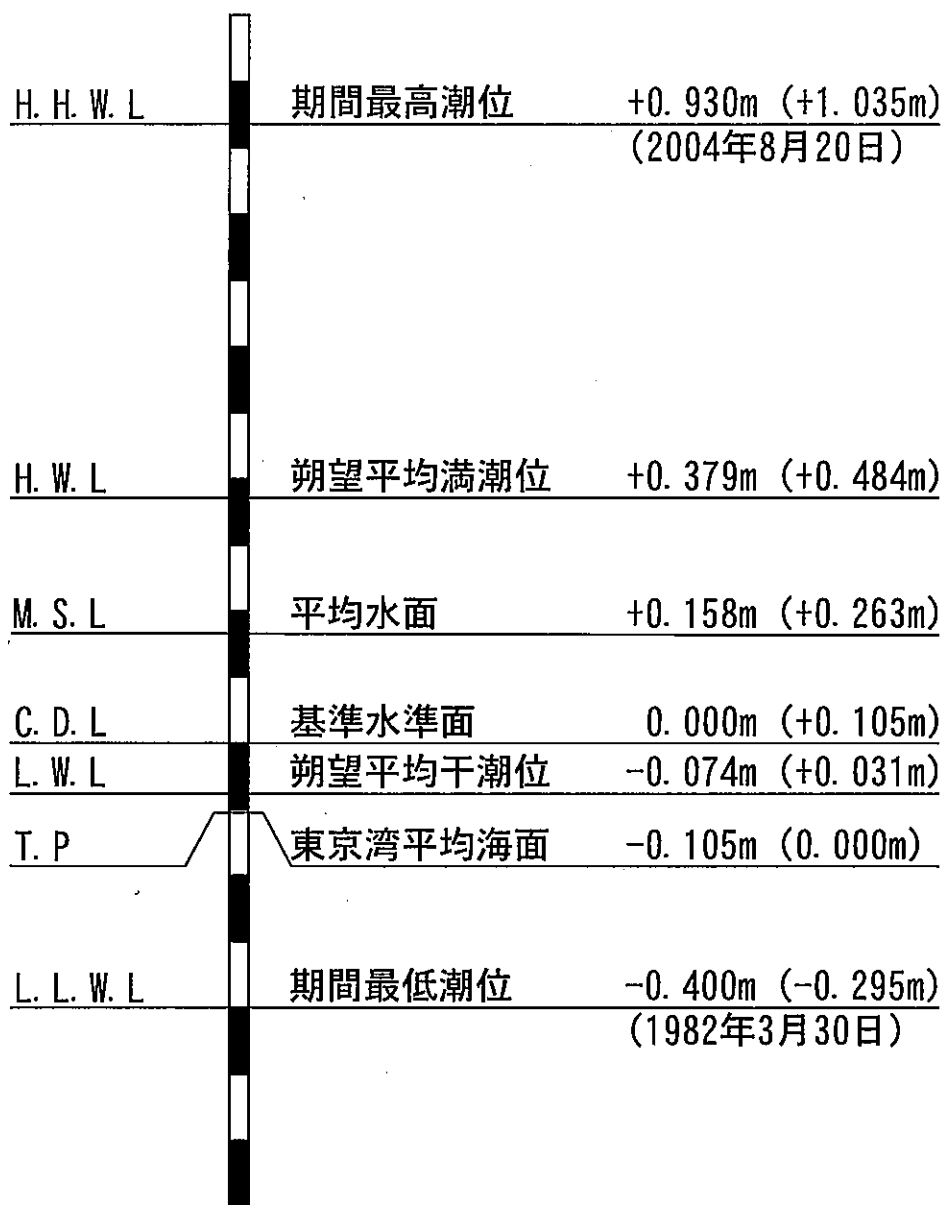
- ①対象施設近くの波浪観測データから過去の実測波(暫定断面 10 年間、完成断面 50 年間)から、50 年確率波を算出。
- ②平成 20 年度の被災波(伏木地区防波堤(北))

○Q & A

項 目	
1	【質問 1】設計や管理台帳に記載する高さは、C.D.L (基準水準面)あるいは T.P (東京湾平均海面)のどちらを基準とすればよいのか。 【回答1】今までどおり、 T.P (東京湾平均海面)を基準としてください。

## 伏木富山港(伏木地区)

### 潮位図

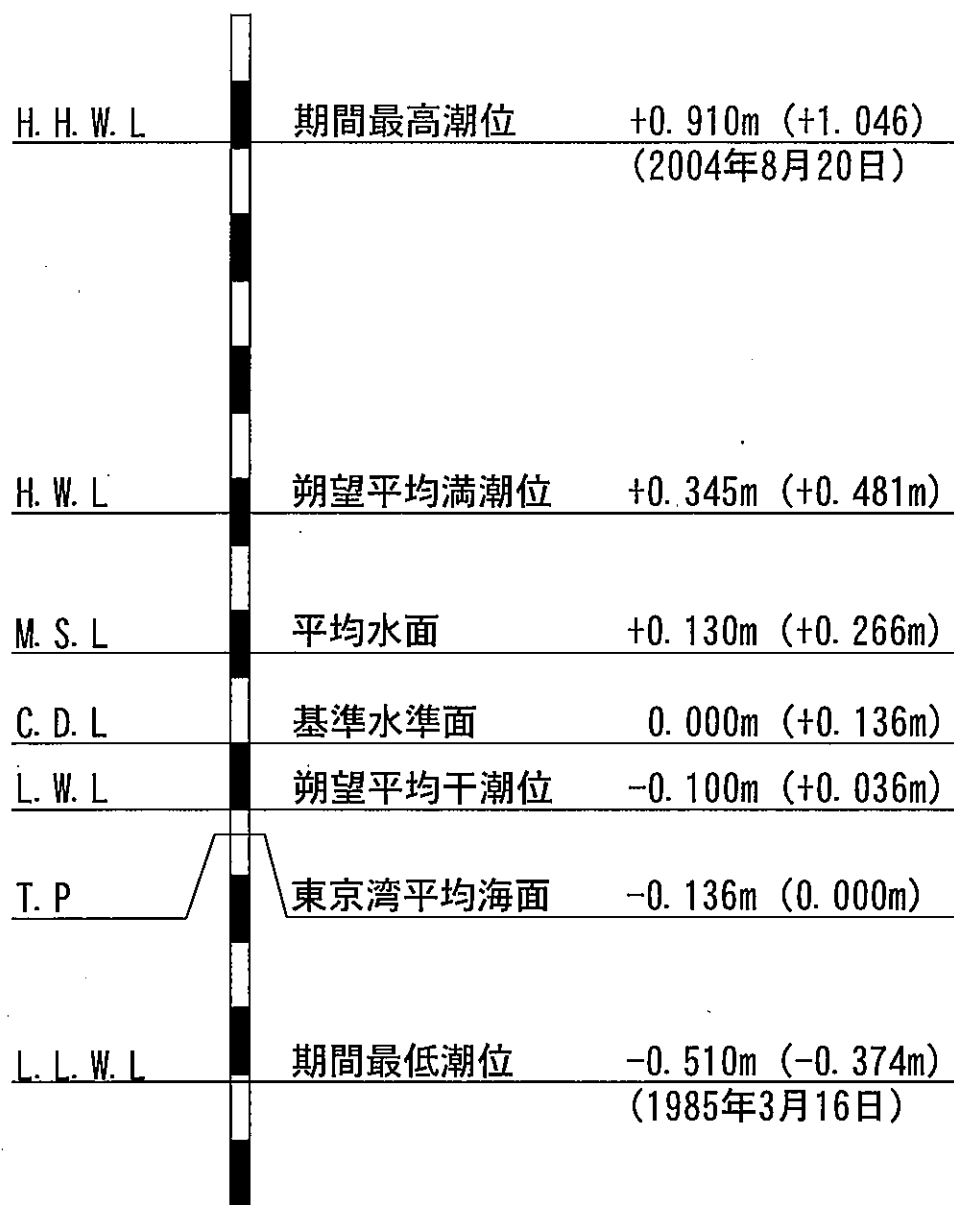


観測期間：1982年1月～2016年12月

国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所作成資料を加筆修正

## 伏木富山港(新湊地区)

### 潮位図



観測期間：1982年1月～2016年12月

国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所作成資料を加筆修正

## 富山検潮所基準面図

2018年1月1日から使用

潮位観測 基準面上 (DL上) m	東京湾 平均海面上 (TP上) m	
8.249	7.1616	一等水準点 2967-1 ※1
4.221	3.134	垂測基点 ※2
3.900	2.813	球分体 ※3
3.083	1.996	気象標石 ※3
1.584	0.497	期望平均満潮位 (2012年～2016年) ※5
1.385	0.298	最近5年平均潮位 (2012年～2016年) ※5
1.166	0.079	期望平均干潮位 (2012年～2016年) ※5
1.165	0.078	潮位表基準面(最近5年平均潮位下0.220m)
1.087	0.000	東京湾平均海面(TP)
0.000	-1.087	潮位観測基準面(DL)
-0.364	-1.451	巨大津波観測計センサーゼロ点 ※4

- ※1: 測地成果2011
- ※2: 2012年9月測量
- ※3: 2016年10月測量
- ※4: 2016年10月測量
- ※5: 潮位観測原簿2016

第九管区海上保安本部海洋情報部作成資料より

事務連絡  
平成31年2月22日

富山県土木部港湾課  
ご担当者様

第九管区海上保安本部海洋情報部  
海洋調査課 海象担当

伏木富山港の平均水面、最高水面及び最低水面一覧表の改訂について（通知）

平素より海上保安業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、伏木富山港における潮汐観測の成果を基に、同港の最低水面等の改訂を行いました。平成31年2月20日に海上保安庁海洋情報部のインターネットホームページで公示されましたのでお知らせいたします

平均水面、最高水面 及び 最低水面一覧表：

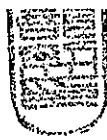
地名 又は 港名	基本水準標等				最低水面			最高水面	
	所在	位置		採用 年月	最近調 査年月	基本水 準標下 m	平均 水面下 (Z0)m	TP下 m	平均 水面上 (Z0)m
		緯度(N) ° / '	経度(E) ° / '						
伏木富山									
伏木	験潮所前面にある北陸地方整備局BM（金属標）頂	36-48	137-04	平29- 5		1.83	0.20		0.20
新湊	験潮所西方の防波堤基部にある北陸地方整備局BM（金属標）頂	36-47	137-07	平29- 5		1.40	0.20		0.20
富山	験潮所そばにあるHBM（金属標）頂	36-46	137-13	平30- 6		1.55	0.22		0.22
	国土地理院BM（103号）頂	36-45	137-14	平23-10	平25-11	5.85	0.22	0.06	0.22

ホームページアドレス：

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/enkan/Suijun\\_hyo/Pub.No741/Top.htm](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/enkan/Suijun_hyo/Pub.No741/Top.htm)

※伏木富山港の値については「一覧表」の29ページに掲載しております。

連絡先：第九管区海上保安本部海洋情報部 海洋調査課 海象担当  
Tel. 025-285-0118（内線 2535）

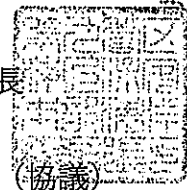


九海海第75号  
平成30年12月28日

富山県土木部港湾課長 殿

第九管区海上保安本部

海洋情報部長



平均水面、最高水面及び最低水面一覧表の改訂について（協議）  
平素より海上保安業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記について、伏木富山港における潮汐観測の結果に基づき、平均水面、最高水面及び最低水面一覧表を下記のとおり改訂したいので協議します。

記

(1) 現在

地名又は港名	基本水準標等			最低水面			最高水面
	所在	採用年月	最近調査年月	基本水準標下m	平均水面下(Zo)m	TP下	平均水面上(Zo)m
伏木富山 伏木	験潮所前面にある北陸地方整備局BM(金属標)頂	平1-10	平27-7	1.96	0.20		0.20
新湊	験潮所西方の防波堤基部にある北陸地方整備局BM(金属標)頂	平3-11	平23-3	1.57	0.20		0.20
富山	験潮所そばにあるHBM(金属標)頂	平24-8	平25-11	1.66	0.22		0.22

(2) 改訂後（改訂箇所下線）

地名又は港名	基本水準標等			最低水面			最高水面
	所在	採用年月	最近調査年月	基本水準標下m	平均水面下(Zo)m	TP下	平均水面上(Zo)m
伏木富山 伏木	験潮所前面にある北陸地方整備局BM(金属標)頂	<u>平29-5</u>		<u>1.83</u>	0.20		0.20
新湊	験潮所西方の防波堤基部にある北陸地方整備局BM(金属標)頂	<u>平29-5</u>		<u>1.40</u>	0.20		0.20
富山	験潮所そばにあるHBM(金属標)頂	<u>平30-6</u>		<u>1.55</u>	0.22		0.22

(3) 添付資料

- ・伏木富山港伏木区基準面決定簿
- ・伏木富山港新湊区基準面決定簿
- ・伏木富山港富山区基準面決定簿

担当：第九管区海上保安本部

海洋情報部海洋調査課 白井 真希  
〒950-8543

新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

新潟美咲合同庁舎2号館7階

TEL 025-285-0118 (内線 2535)

新川土木センター所長  
高岡土木センター所長  
富山新港管理局長  
伏木港事務所長  
富山港事務所長

} 殿

港湾課長

### 設計における海底面（設計水深）の考え方について

設計における海底面（設計水深）の設定については、下記のとおり考え方を整理したので、今後の事業実施にあたり参考としてください。

#### 記

設計における海底面（設計水深）の設定は、原則、下記のとおりとする。なお、港湾計画の計画水深を維持するために浚渫を頻繁に実施し、鋼矢板の余掘り範囲の露出期間が長期間となる場合は、別途相談すること。

項目	設計水深の設定	備考
電気防食の設計	計画水深	計画水深より利用水深、現地盤水深が深い場合は、深い方を採用
矢板式護岸等の構造計算に関わる設計	計画水深 + $\alpha$ (余掘りを考慮)	

※計画水深：最新の港湾計画上の水深

※利用水深：設計時、運用している水深

※ $\alpha$ ：余掘深、余裕深

#### 余掘厚の標準値

土質	船種	施工水深別の余掘厚			摘要
		-5.5m 未満	-5.5~-9.0m 未満	-9.0m 以上	
普通土砂	ポンプ浚渫船	0.6m	0.7m	1.0m	
	グラブ浚渫船	0.5m		0.6m	
	バックホウ浚渫船	0.5m			
岩盤	グラブ浚渫船	0.5m			
	バックホウ浚渫船	0.5m			

「港湾関係補助金等交付規則実施要領 平成31年4月」より引用

(事務担当：建設係)



新川土木センター所長  
高岡土木センター所長  
富山新港管理局長  
伏木港事務所長  
富山港事務所長

】 殿

港湾課長

### 港湾施設の設計時における港湾土木資材の規格選定について

港湾施設の設計時における港湾土木資材の規格の選定にあたっては、設計時に求められる規格及びサイズ以上の方が経済性に優れる場合があることから、下記のとおり基本的な考え方を整理したので、今後の事業実施にあたり参考にされたい。

#### 記

#### 1 重防食塗装（鋼矢板）（参考資料・1）

重防食塗装の範囲は構造上必要な塗装長より長い方が安価になることがあることから、経済比較により決定するものとする。

#### 2 消波ブロック（参考資料・2）

このことについては、平成13年2月27日付け事務連絡で周知したところであるが、防波堤等の設計時における消波ブロックの規格の選定にあたっては、所要重量を満たす規格のブロックを含めて上位2規格までの3規格の経済比較により決定するものとする。

#### 3 防舷材

防舷材の新設時における規格の選定にあたっては、所要の吸収エネルギー・反力を満たす標準的な規格の防舷材を含めて上位規格のゴム質や高性能型防舷材との経済比較により決定するものとする。

#### 4 鋼矢板

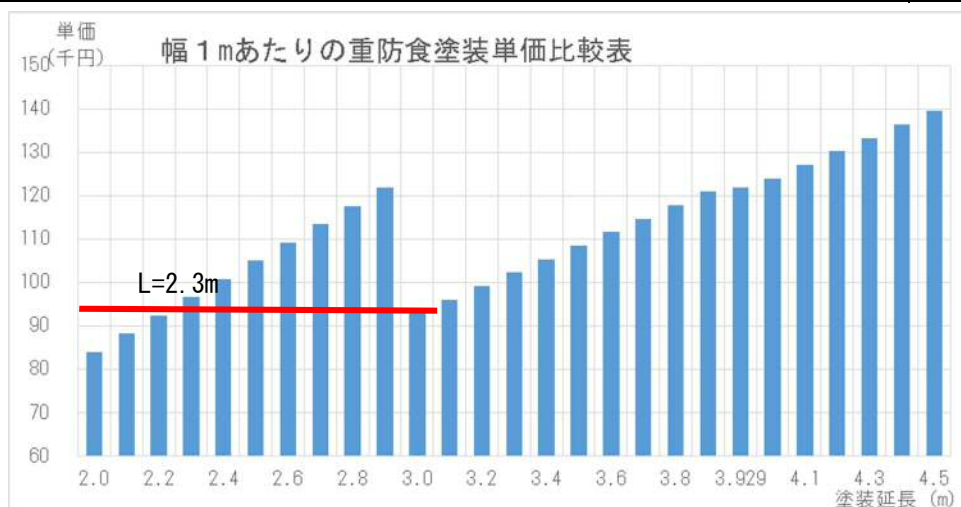
岸壁等の設計時における鋼矢板の規格の選定にあたっては、U型鋼矢板とハット型鋼矢板との経済比較により決定するものとする。

（事務担当：建設係）

## 単価比較例 (H29 年度時点)

### 鋼矢板U型 (ⅢW) 1枚当たりの費用

塗装長 (m)	単価 (円/m)	外面 (0.72m <sup>2</sup> /m)		備考	内面 (0.84m <sup>2</sup> /m)		備考
		塗装面積	費用		塗装面積	費用	
2.0	42,000	1.440	60,480	3m 塗装延長を が経済的とした方	1.680	70,560	3m 塗装延長を が経済的とした方
2.1	42,000	1.512	63,504		1.764	74,088	
2.2	42,000	1.584	66,528		1.848	77,616	
2.3	42,000	1.656	69,552		1.932	81,144	
2.4	42,000	1.728	72,576		2.016	84,672	
2.5	42,000	1.800	75,600		2.100	88,200	
2.6	42,000	1.872	78,624		2.184	91,728	
2.7	42,000	1.944	81,648		2.268	95,256	
2.8	42,000	2.016	84,672		2.352	98,784	
2.9	42,000	2.088	87,696		2.436	102,312	
3.0	31,000	2.160	66,960	5m 塗装延長を が経済的とした方	2.520	78,120	5m 塗装延長を が経済的とした方
3.1	31,000	2.232	69,192		2.604	80,724	
3.2	31,000	2.304	71,424		2.688	83,328	
3.3	31,000	2.376	73,656		2.772	85,932	
3.4	31,000	2.448	75,888		2.856	88,536	
3.5	31,000	2.520	78,120		2.940	91,140	
3.6	31,000	2.592	80,352		3.024	93,744	
3.7	31,000	2.664	82,584		3.108	96,348	
3.8	31,000	2.736	84,816		3.192	98,952	
3.9	31,000	2.808	87,048		3.276	101,556	
4.0	31,000	2.880	89,280	3.360	104,160		
4.1	31,000	2.952	91,512	3.444	106,764		
4.2	31,000	3.024	93,744	3.528	109,368		
4.3	31,000	3.096	95,976	3.612	111,972		
4.4	31,000	3.168	98,208	3.696	114,576		
4.5	31,000	3.240	100,440	3.780	117,180		
4.6	31,000	3.312	102,672	3.864	119,784		
4.7	31,000	3.384	104,904	3.948	122,388		
4.8	31,000	3.456	107,136	4.032	124,992		
4.9	31,000	3.528	109,368	4.116	127,596		
5.0	29,000	3.600	104,400		4.200	121,800	
5.1	29,000	3.672	106,488		4.284	124,236	



《重防食エキストラ》			
(ベース：無塗装品)			
U形(Ⅱw,Ⅲw,Ⅳw)、ハット形(10H,25H,45H,50H)	被覆長	3m未満	m <sup>2</sup> 42,000
〃	3m以上	5	31,000
〃	5	7	29,000
〃	7		29,000

単価根拠資料 (刊行物「積算資料」抜粋)

事 務 連 絡

平成13年2月27日

各港湾関係出先機関の長 殿

港 湾 課 長

消波ブロック等の規格選定について

このことについては、平成12年10月24日付けで運輸省（現国土交通省）港湾局より、別紙のとおり通知があったところです。

富山県においては、従来寄り回り波等の影響を考慮して1規格上位のブロックを選定してきましたが、今後は所要重量を満たす規格のブロックを含めて上位2規格までの3規格の経済比較により決定されたい。

事務連絡  
平成12年10月24日

各県 港湾（空港港湾）課  
補佐（技術） 殿

第一港湾建設局工事課  
補助事業担当補佐官

防波堤等における消波ブロックの規格選定について

防波堤等における消波ブロックの規格の選定に当たっては、下記のとおり基本的な考え方を整理したので、今後の事業実施に当たり参考にされたい。

記

防波堤等の設計時における消波ブロックの規格の選定に当たっては、所要重量を満たす規格に限定することなく、上位2規格までの3規格の経済比較を実施し、経済性を考慮の上決定するものとする。



事 務 連 絡  
平成12年10月24日

第一港湾建設局 工務課長  
第二～第四港湾建設局 工務第一課長  
第五港湾建設局 工務課長  
北海道開発局港湾部  
港湾建設課 港湾技術対策官  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾建設課長 殿

港湾局建設課  
補佐官 青木道雄  
港湾局技術課  
補佐官 高野誠紀

防波堤等における消波ブロックの規格選定について

防波堤等における消波ブロックの規格の選定に当たっては、今般、下記のとおり基本的な考え方を整理したので、今後は港湾管理者等の指導を含めてこれによらねたい。

記

防波堤等の設計時における消波ブロックの規格の選定に当たっては、所要質量を満たす規格に限定することなく、上位2規格までの3規格の経済比較を実施し、経済性を考慮の上決定するものとする。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

各地方整備局	港湾事業課長	殿
	海洋環境・技術課長	殿
北海道開発局	港湾建設課 課長補佐	殿
沖縄総合事務局	港湾空港建設課長	殿

港湾局	技術企画課	課長補佐
港湾局	技術企画課	技術監理室 専門官

### ブロック選定手順（参考）について

ブロック選定手順（参考）は、その選定根拠を整理する際の選定要因の選択や評価の整理にあたっての考え方としてご活用下さい。

なお、本資料につきましては、参考のため港湾管理者あてご送付いただきますようお願い致します。

## ブロックの選定手順（参考）

### 1. 目的

ブロックの選定にあたって発注者は、機能や重要度等の施設の特性と、自然条件や社会条件等の建設地点の各種条件に応じ、ブロックが持つ様々な特性、すなわち安定性、機能、経済性等の項目を総合的に評価し決定するものとする。

ブロックの選定根拠は、事業主体が説明責任を担っていることに鑑み、各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）港湾等担当部局において、その選定根拠を適切に整理しておく必要がある。

「ブロック選定手順（参考）」は、選定者が選定根拠を整理する際の考え方として示す。

### 2. 選定手順

市場にあるブロック全てについて、様々な角度、項目から評価を行うことは、実務上困難である。従って、ブロックの選定にあたっては、所要質量を満足できるブロックの規格があることを確認の上、以下の2段階に分けて実施することが選定作業を円滑に処理できる方法と考えられる。

#### (1) 第1段階

第1段階は、主として比較対象とするブロックを施設に求められる機能等を勘案し選別するものとする。なお、選定種類としては3種類以上が望ましい。

具体的には、地域で要求される現場条件、消波機能など必要な配慮事項や留意すべき点（使用実績、環境や景観への配慮、新しい技術の導入など）を整理しブロックを選定するものとする。

#### (2) 第2段階

第1次選定されたブロックについて、下記の項目について詳細に比較評価を行う。

評価項目としては、以下を想定する。なお、②～⑧については、選定する者が評価に必要な項目を選択するものとする。

また、必要に応じ、下記の項目以外に地域で要求される現場条件等を配慮事項として、選定する者が評価項目を追加するものとする。

『基本項目』

- ① 基本諸元（選定されたブロック規格 等）

『選択項目』

- ② 経済性（所要重量を確保できる規格と、さらに上位2規格の比較した結果を記載する。上位2規格との比較の資料は別途整理）
- ③ 消波機能
- ④ 安定性
- ⑤ 維持管理（沈下が想定される施設について、嵩上げの可否及び経済性）
- ⑥ 施工性
- ⑦ 環境共生機能（1次選定より詳細な項目で評価）
- ⑧ 景観配慮（1次選定より詳細な項目で評価）

### 3. 既にある選定手順や別の整理がある場合の取扱い

既に選定する手順等がある場合や選定する者が本資料の手順とは別に根拠資料を整理している場合は、その整理を優先し、「ブロックの選定手順（参考）」で再度整理する必要はない。

注記）ブロックの選定は新規施設等、新規にブロックを設置する断面を対象に実施する。なお、施設延伸の場合は必要に応じ対応する。

新川土木センター所長  
高岡土木センター所長  
富山新港管理局長  
伏木港事務所長  
富山港事務所長

】 殿

港湾課長

### 設計における電気防食の耐用年数の考え方について

設計における電気防食の耐用年数の設定については、下記のとおり考え方を整理したので、今後の事業実施にあたり参考としてください。

#### 記

設計における電気防食の耐用年数は、港湾施設の耐用年数を基準に、電気防食の耐用年数10年～50年の組み合わせによるライフサイクルコスト（LCC）を比較し設定する。

#### (1) 港湾施設の耐用年数の設定

港湾施設の耐用年数は、基本的に以下の2通りの考え方で求められた年数のうち短い期間とする。

##### ①物理的な耐用年数：構造材料の劣化により施設として必要な性能を維持できなくなる年数

構造物の物理的寿命から考えられるもので、構造材料の劣化（腐食、損傷、疲労等）により構造物の性能（使用性能、耐荷性能）が低下し、一定の基準を満足できなくなるまでの期間であり、構造力学的、構造工学的な構造物の寿命。一般に「設計供用期間」とされている。

##### ②機能的な耐用年数：施設の機能に不都合が生じ、その施設が使われなくなる年数

施設の利用計画（港湾計画等の位置づけ）等踏まえ、施設の廃止、更新や改良の目標年次までの期間、または、想定以上の船舶の大型化、荷役形態の変化など、施設に期待される機能の変動により、施設がその新しく期待される機能を満足できなくなるまでの期間。

※なお、必要に応じて以下の設定方法についても検討すること。

##### ③経済的な耐用年数：改良を施さなければ、他施設との経済的な競争に負ける状態となる年数

##### ④社会計画的な耐用年数：新規計画により当初目的とした機能が不必要になるか、または別の機能を要請されるまでの年数



## (2) 電気防食の耐用年数の設定

設定した港湾施設の耐用年数を基準に、電気防食の耐用年数 10 年～50 年の組み合わせによるライフサイクルコスト（LCC）を比較し設定する。

ライフサイクルコスト=初期費用+運用・維持管理費用+解体・撤去費用

初期費用：施設の計画・設計・建設に要する費用

運用・維持管理費用：施設の運用および維持管理（定期点検含む）に関する費用

解体・撤去費用：施設の解体および撤去に要する費用

「港湾の施設の維持管理技術マニュアル 平成 19 年 10 月」を加筆

例 1) 港湾施設の耐用年数 50 年の場合、以下のケースで LCC を比較する。

ケース 1：耐用年数 50 年の電気防食

ケース 2：耐用年数 30 年+20 年の電気防食

例 2) 港湾施設の耐用年数 30 年の場合、以下のケースで LCC を比較する。

ケース 1：耐用年数 30 年の電気防食

ケース 2：耐用年数 20 年+10 年の電気防食

(事務担当：建設係)

事 務 連 絡  
平成 12 年 11 月 10 日

各港湾関係出先機関の長 殿

港 湾 課 長

岸壁等に設置する防舷材の設計について

このことについては、平成12年10月24日付けで運輸省第一港湾建設局工事課より別紙のとおり通知がありました。富山県においても下記のとおり実施することとしたので、周知願います。

記

岸壁等に設置する防舷材の長さの決定に当たっては、10cm単位で検討するものとする。

事務連絡  
平成12年10月24日

各県 港湾（空港港湾）課  
補佐（技術） 殿

第一港湾建設局工事課  
補助事業担当補佐官

岸壁等に設置する防舷材の設計について

岸壁等に設置する防舷材の規格の選定については、下記のとおり考え方を整理したので、今後の事業実施に当たり参考にされたい。

記

岸壁等に設置する防舷材の長さの決定に当たっては、10cm単位で検討するものとする。



事 務 連 絡  
平成12年10月24日

第一港湾建設局 工務課長  
第二～第四港湾建設局 工務第一課長  
第五港湾建設局 工務課長  
北海道開発局港湾部  
港湾建設課 港湾技術対策官  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾建設課長 殿

港湾局建設課  
補佐官 青木道雄  
港湾局技術課  
補佐官 高野誠紀

#### 岸壁等に設置する防舷材の設計について

岸壁等に設置する防舷材の規格の選定については、今般、下記のとおり考え方を整理したので、今後は、港湾管理者の指導を含めてこれによらねたい。

#### 記

岸壁等に設置する防舷材の長さの決定に当たっては、10cm単位で検討するものとする。

事 務 連 絡  
平成25年5月23日

検 査 室 長  
建設技術企画課長  
水産漁港課長  
各港関係機関の長 殿

港 湾 課 長

「港湾構造物および港湾局所管海岸構造物のコンクリート標準配合について（暫定運用）」の一部変更について

このことについて、下記のとおり変更するので通知します。

#### 記

1 変更内容

別表の1-1 コンクリート標準配合において、セメントの種類を「普通ポルトランドセメント」から「高炉セメント B 種」に変更する

2 適用時期

平成25年6月15日以降に設計書を作成する工事から適用する

(事務担当 建設係)

1-1 コンクリート標準配合

別表

港湾及び港湾局所管海岸のコンクリート構造物における生コンクリートの標準配合は、次表を標準とする。

番号	規格	呼び強度	スランブ(cm)	粗骨材の最大(mm)	W/C (%)	C (kg/m <sup>3</sup> )	セメントの種類	使用目的	許容圧縮強度 (δ ca)	設計基準強度 (δ ck)	摘要
港1	規格品	21	5	40	65以下	—	B・B	海岸用構造物(異形消波・根固ブロック)	—	—	常願寺川以東
	規格品	18	5	40	65以下	—	B・B	〃	—	—	常願寺川以西 公称質量35t未満
	規格品	21	5	40	65以下	—	B・B	〃	—	—	常願寺川以西 公称質量35t以上
	規格品	18	5	40	65以下	—	B・B	海岸用構造物(本体ブロック、波返し等)無筋			常願寺川以西
	規格品	21	5	40	65以下	—	B・B	海岸用構造物(本体ブロック、波返し等)無筋			常願寺川以東
	規格品	18	8	40	65以下	—	B・B	水叩			
港2	規格品	18	8	40	65以下	—	B・B	港湾構造物 係船岸上部工、係船直柱基礎(重力式)、胸壁、本体ブロック、防波堤上部工、根固ブロック、袋詰めコンクリート、ケーソンの蓋コンクリート			無筋
港3	規格品	18	5	40	65以下	—	B・B	港湾構造物 異形消波ブロック(無筋)			常願寺川以西 公称質量35t未満
	規格品	21	5	40	65以下	—	B・B	港湾構造物 異形消波ブロック(無筋)			①常願寺川以東、 ②常願寺川以西の公称質量35t以上
港4	規格品	24	8	40	65以下	—	B・B	港湾構造物 係船柱基礎(杭式)、胸壁、係船岸上部工			鉄筋
港5		※9	8	40	※9	—	B・B	港湾構造物 棧橋上部工			鉄筋
港6-1	規格品	30	8	40	50以下	—	B・B	港湾構造物 ケーソン、ウエル、セルラーブロック、L型ブロック			鉄筋
港6-2	規格品	24	8	40	55以下	—	B・B	港湾構造物 消波ブロック			鉄筋
港7	規格品	24	8	40	60以下	—	B・B	港湾構造物 控壁、控杭上部工			鉄筋
港8	規格品	曲げ4.5	2.5	40	—	—	B・B	港湾構造物 エプロン舗装			

※1 セメントの種類

B・B：高炉セメントB種

※2 番号 港2について、ポンプ打設でスランブ8cmによりがたい場合は12cmとすることができる。

※3 番号 港4～港7について、ポンプ打設でスランブ8cmによりがたい場合は12cm、15cmとすることができる。

※4 番号 港8について、スランブ2.5cmによりがたい場合は、6.5cmとすることができる。

※5 番号 港4～港7について、粗骨材の最大寸法40mmを、部材最小寸法、鉄筋の最小あき、かぶり等により25mmとすることができ、砕石を使用する場合は20mmでもよい。

※6 セメントの種類は原則として高炉セメントとし、必要に応じ普通ポルトランドセメントを使用することができる。

※6 番号 港2について、コンクリートの打ち込み後、初期材齢で波浪の衝撃、冠水のおそれがある場合や寒冷期に施工する場合等では、呼び強度を24N/mm<sup>2</sup>とすることができる。

※7 番号 港8について、砂利の場合25mm、砕石の場合20mmとする。

※8 施設の要求性能を達成するように適切に配合条件を定める。

1-2 コンクリート養生の適用期間

コンクリート養生の適用期間は、次表を標準とする。

一般 養生	特殊 養生
3月～12月	1月～2月



国北整海技第14号  
平成20年6月12日

港湾・海岸管理者 富山県  
代表者 富山県知事 殿

北陸地方整備局  
港湾空港部



「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）」（平成20年4月）  
の運用について（通知）

標記の件について、別添のとおり「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）」（平成20年4月）を定めたので、今後、港湾整備事業、海岸事業、災害復旧事業等において浚渫工事等を実施する場合及び港湾公害防止対策事業として底質ダイオキシン類対策を実施する場合は、本技術指針に基づき、遺漏なきよう実施されたい。



国 港 技 第 1 5 号  
 国 港 海 第 4 1 号  
 国 港 国 環 第 2 0 号  
 平 成 2 0 年 6 月 3 日

北陸地方整備局港湾空港部長 殿

港湾局 技術企画課長



港湾局 海岸・防災課長



港湾局 国際・環境課長



「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）」（平成20年4月）  
 の運用について（通知）

標記の件について、別添のとおり「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）」（平成20年4月）を定めたので、今後、港湾整備事業、海岸事業、災害復旧事業等において浚渫工事等を実施する場合及び港湾公害防止対策事業として底質ダイオキシン類対策を実施する場合は、本技術指針に基づき、遺漏なきよう実施されたい。

また、貴職より、管内の港湾管理者及び海岸管理者に対し、この旨を周知徹底されたい。